



講義①女性版骨太の方針2025、 新・女性デジタル人材育成プラン、 第6次男女共同参画基本計画等について

令和7年11月
内閣府男女共同参画局総務課

男女共同参画社会基本法及び第5次男女共同参画基本計画の概要

男女共同参画社会基本法

平成11(1999)年6月23日公布・施行

男女共同参画社会を実現するための 5つの基本理念

- 男女の人権の尊重（第3条）
- 社会における制度又は慣習についての配慮（第4条）
- 政策等の立案及び決定への共同参画（第5条）
- 家庭生活における活動と他の活動の両立（第6条）
- 国際的協調（第7条）

■国、地方公共団体及び国民の役割

国

- 基本理念に基づき、5年毎に男女共同参画基本計画を策定（第13条）
- 「積極的改善措置」^(注1)を含む男女共同参画社会づくりのための施策を総合的に策定、実施（第8条）

地方
公共
団体

- 基本理念に基づき、男女共同参画社会づくりのための施策に取り組む（第9条）
- 地域の特性を生かした施策の展開（第9条）

国民

- 男女共同参画社会づくりに協力することが期待される（第10条）

(注1) 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。いわゆるポジティブ・アクション。

第5次男女共同参画基本計画

令和2(2020)年12月25日閣議決定

男女共同参画社会基本法第13条に基づき、施策の総合的かつ計画的推進を図るため、令和12（2030）年度末までの「基本認識」並びに令和7（2025）年度末までを見通した「施策の基本的方向」及び「具体的な取組」を定めるとともに、「具体的な取組」の実施により達成を目指す「成果目標」を設定した計画。

女性版骨太の方針

（女性活躍・男女共同参画の重点方針）

- 女性活躍・男女共同参画を加速するため、各府省が当該年度及び翌年度に重点的に取り組む施策について定める方針。
- 毎年6月をめどに政府決定し、各府省の概算要求に反映する。

第6次男女共同参画基本計画策定に向けたスケジュール（案）

令和6年	12月13日	男女共同参画会議 <ul style="list-style-type: none">・「基本的な考え方」諮問・第6次基本計画策定専門調査会設置
	12月～	第6次基本計画策定専門調査会 <ul style="list-style-type: none">・「基本的な考え方」について議論キックオフ
令和7年	7～8月	第6次基本計画策定専門調査会 <ul style="list-style-type: none">・「基本的な考え方」について2回にわたり議論
	8～9月	パブリックコメントの実施・公聴会の開催 <ul style="list-style-type: none">・パブコメでは、約1万9千件の意見
	10月8日	第6次基本計画策定専門調査会 <ul style="list-style-type: none">・「基本的な考え方」についてまとめの議論
	11月～年末	「基本的な考え方」の答申 第6次計画の諮問・答申 閣議決定

男女共同参画社会の形成のための推進体制

男女共同参画会議

＜根拠＞男女共同参画社会基本法に基づき、内閣府に設置（平成13年1月）

＜構成＞内閣官房長官（議長）、国務大臣12名、有識者12名

＜役割＞・基本的な方針・政策、重要事項等の調査審議
・政府の施策の実施状況の監視・影響調査

男女共同参画推進本部

＜根拠＞閣議決定に基づき、内閣に設置（平成6年7月）

＜構成＞内閣総理大臣（本部長）、内閣官房長官、男女共同参画担当大臣（副本部長）
全閣僚

＜役割＞施策の円滑かつ効果的な推進

すべての女性が輝く社会づくり本部

＜根拠＞閣議決定に基づき、内閣に設置（平成26年10月）

＜構成＞内閣総理大臣（本部長）、内閣官房長官、女性活躍担当大臣（副本部長）
全閣僚

＜役割＞最大の潜在力である「女性の力」の十分な発揮による社会の活性化

男女共同参画会議

＜根拠＞男女共同参画社会基本法に基づき、内閣府に設置（2001年1月）、5つの重要政策会議のうちの一つ
＜構成＞内閣官房長官（議長）、国務大臣、有識者

【議長】
内閣官房長官
【国務大臣】
総務大臣
法務大臣
外務大臣
財務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
国土交通大臣
環境大臣
国家公安委員会委員長
内閣府特命担当大臣(男女共同参画)

【有識者議員】※総理が任命
桑原 悠 (津南町長)
小西 聖子 (武蔵野大学副学長・人間科学部教授)
佐々木 かおり (株式会社イー・ワーマン代表取締役社長)
清水 博 (日本生命保険相互会社代表取締役社長)
白波瀬 佐和子 (東京大学特任教授)
鈴木 準 (株式会社大和総研常務執行役員)
納米 恵美子 (全国女性会館協議会代表理事)
細川 珠生 (ジャーナリスト)
山口 慎太郎 (東京大学大学院経済学研究科教授)
山田 昌弘 (中央大学文学部教授)
山本 隆司 (東京大学大学院法学政治学研究科教授)
芳野 友子 (日本労働組合総連合会会長)

計画実行・監視専門調査会

- ・5次計画の実行の監視
- ・「女性活躍・男女共同参画の重点方針（女性版骨太の方針）」の調査審議
- （女性版骨太の方針）」の調査審議
- ・集中的に議論すべき課題についての調査審議
- ・政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響の調査審議

第6次基本計画策定専門調査会

- ・5次計画のフォローアップ
- ・6次計画の方向性や全体的な方針について議論

女性に対する暴力に関する専門調査会

- ・女性に対する暴力の防止や被害者支援などについて調査審議
- （配偶者からの暴力、性暴力・性犯罪等）

安全・安心ワーキング・グループ

基本構想ワーキング・グループ

人材・地域・意識ワーキング・グループ

「女性版骨太の方針 2025」の5つの柱立て

I 女性に選ばれ、女性が活躍できる地域づくり

(全国各地における女性の起業支援、地域における魅力的な職場・学びの場づくり、
地域における人材確保・育成及び体制づくり、地域における安心・安全の確保 等)

II 全ての人が希望に応じて働くことができる環境づくり

(女性の所得向上・経済的自立に向けた取組の強化、仕事と育児・介護の両立の支援、
仕事と健康課題の両立の支援、職場等におけるハラスメントの防止 等)

III あらゆる分野の意思決定層における女性の参画拡大

(企業における女性活躍の推進、政治・行政分野における男女共同参画の推進、
科学技術・学術分野における女性活躍の推進、国際的な分野における女性活躍の推進 等)

IV 個人の尊厳が守られ、安心・安全が確保される社会の実現

(配偶者等への暴力への対策の強化、性犯罪・性暴力対策の強化、
困難な問題を抱える女性への支援、「女性・平和・安全保障(WPS)」の取組の強化、
性差を考慮した生涯にわたる健康への支援、夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方 等)

V 女性活躍・男女共同参画の取組の一層の加速化

(男女の性差に考慮した施策の推進、男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献 等)

いつでも・どこにいても、誰もが自分らしく生きがいを持って生きられる社会の実現を目指す。多様な地域で多様な幸せを実現させ、活力ある日本を目指す。

I 女性に選ばれ、女性が活躍できる地域づくり

女性が地方での生活を選択しない傾向が強まる中、固定的な性別役割分担意識の解消等を図り、女性を含めた誰もが安心して住み続けられる地方を構築することは待ったなしの課題。
⇒全国各地における女性の起業支援、地域における魅力的な職場・学びの場づくり、地域における人材確保・育成及び体制づくり、地域における安心・安全の確保に取り組む。

II 全ての人が希望に応じて働くことができる環境づくり

各地の女性が、いかなるライフステージにあっても仕事を得て、自分らしく生きていくための礎として、女性への家事・育児・介護の負担の偏りを是正し、所得向上・経済的自立を図ることが必要。
⇒女性の所得向上・経済的自立に向けた取組の強化、仕事と育児・介護の両立の支援、仕事と健康課題の両立の支援、職場等におけるハラスメントの防止に取り組む。

III あらゆる分野の意思決定層における女性の参画拡大

女性の活躍は、多様性（ダイバーシティ）が尊重される社会を実現するとともに、我が国の経済社会にイノベーションをもたらし持続的な発展を確保する上でも不可欠な要素であり、あらゆる分野において一層の推進が必要。⇒企業における女性活躍、政治・行政分野における男女共同参画、科学技術・学術分野や国際的な分野における女性活躍の推進に取り組む。

IV 個人の尊厳が守られ、安心・安全が確保される社会の実現

どこに住んでいても、個人の尊厳が守られ、安心・安全が確保されることは、男女を問わず、人々が各地域で暮らしていくための基盤。

⇒配偶者等への暴力や性犯罪・性暴力への対策の強化、困難な問題を抱える女性への支援、男女共同参画の視点に立った防災・復興の推進、生涯にわたる健康への支援等に取り組む。

V 女性活躍・男女共同参画の取組の一層の加速化

一方の性の視点のみに立脚するのではなく、男女別の影響やニーズを考慮することは、真に男女がともに利益を享受できる施策、製品・サービス等を生むことにつながり、社会における生きづらさをなくしていくことにもつながる。⇒男女共同参画の視点に立った政府計画の策定等の推進、ジェンダー統計の充実、あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画に取り組む。

I 女性に選ばれ、女性が活躍できる地域づくり

(1) 全国各地における女性の起業支援

○女性がアクセスしやすい全国各地の男女共同参画センター等をサポートの拠点として、地域の実情を踏まえた取組（セミナー等の継続的な開催を通じたロールモデルとの出会い・仲間とのネットワーク形成の促進、起業ステージの進捗に応じた更なるステップアップの機会の提供、地域の意識変革に向けた啓発等）を進め、女性の起業の裾野拡大等を図る。

⇒地域女性活躍推進交付金等による財政支援、各地の好事例の収集・横展開、男女共同参画センター等と関係機関との連携体制の構築支援、全国的な外部専門人材のデータベースの整備、男女共同参画センター等を含む各地の関係機関とマッチングによる人材派遣の仕組みの構築、啓発素材の作成・提供等を行う。

○女性起業家の更なる活躍を後押しするとともに、女性起業家に対するハラスメントの防止に取り組む。

⇒・ロールモデルとなる女性起業家の創出・育成支援、女性起業家支援ネットワークの構築、女性起業家による資金調達への支援、地域密着型事業の立ち上げ支援、アントレプレナーシップ教育の推進等に取り組む。

・フリーランスの就業環境の整備や、女性起業家に対するハラスメント防止に向けた、ベンチャーキャピタル等の支援機関に対する研修の実施、コンプライアンス管理の体制確保、相談支援に取り組む。

(参考) 地域で輝く女性起業家サロン

女性活躍・男女共同参画担当大臣が、地域で活躍する女性起業家等と、今求められている支援策等についてフランクに論じ合う「地域で輝く女性起業家サロン」を日本各地で開催してきた。また、地方訪問時には、地域にお住いの一般の女性の皆さんとの意見交換会も併せて実施した。

意見交換においては、根強い性別役割分担意識等の存在や、女性起業家の身近なロールモデル、起業に取り組む仲間やメンバー等のネットワーク、女性の起業を伴走型で精神面・ノウハウ面にわたりサポートする人材の不在等が指摘された。



【開催実績】

令和7年

- 1月18日 第1回サロン
滋賀県立男女共同参画センター「G-Netしが」
(滋賀県近江八幡市)
- 1月23日 第2回サロン 三原大臣室
- 2月4日 サロン参加者と石破内閣総理大臣との面会
- 2月15日 第3回サロン
男女共同参画センター横浜「フォーラム」(神奈川県横浜市)
- 3月22日 第4回サロン
福島市クリエイティブビジネスサロン(福島県福島市)
- 4月24日 第5回サロン 三原大臣室
- 5月10日 第6回サロン
福岡県男女共同参画センター「あすばる」(福岡県春日市)

(2) 地域における魅力的な職場、学びの場づくり

○改正女性活躍推進法を踏まえ、女性活躍の更なる推進を図る。

⇒・男女間賃金差異及び女性管理職比率の情報公表の強化（常用労働者101人以上的一般事業主及び特定事業主に義務付け）、女性の健康上の特性に留意した取組の推進、ハラスメント対策の強化に取り組む。

○地域において女性にとって魅力的な職場づくり、学びの場づくりに取り組む。併せて、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消を図る。

⇒・「新・女性デジタル人材育成プラン」に基づくデジタルスキルの習得支援・就労支援、地方や中小企業における女性の登用推進、中小企業における柔軟な働き方・ダイバーシティ経営の推進、地域働き方・職場改革等の推進、農林水産業における女性活躍の推進、建設産業における女性活躍・定着の促進、各地域の魅力的な大学づくりに関する取組の推進等に取り組む。

(3) 地域における人材確保・育成及び体制づくり

○独立行政法人国立女性教育会館を機能強化した「男女共同参画機構」（第217回国会に法案を提出）の設立や、男女共同参画センターの機能強化等により、地域における女性活躍・男女共同参画の推進体制の充実を図る。

⇒・男女共同参画センターガイドラインの策定など各地の男女共同参画センターの機能強化に向けた取組、男女共同参画機構と各地の男女共同参画センターの情報プラットフォームの構築、地域課題の把握に向けた統計データの整理等に取り組む。

○地域の実情に応じた自治体の取組を支援する。

⇒・地域女性活躍推進交付金・新しい地方経済・生活環境創生交付金等による自治体への支援、女性活躍に取り組む地方自治体の好事例の横展開等を行う。

(4) 地域における安心・安全の確保

○災害時には、女性や子ども、脆弱な状況にある人々がより多くの影響を受けることが指摘されており、女性と男性が災害から受ける影響やニーズの違いに十分に配慮された災害対応を推進し、平常時・災害時を問わないフェーズフリーの観点を踏まえ、平常時から災害に強い地域社会の実現を図る。

⇒・能登半島地震調査の結果を踏まえた男女共同参画の視点からの取組の推進、防災・復興に関する政策・方針決定過程への女性の参画拡大、防災の現場等における女性の参画拡大、消防吏員、消防団員への女性の加入促進、男女共同参画の視点に立った民間との連携・協働体制の構築、男女共同参画の視点を取り入れた防災教育の推進に取り組む。

II 全ての人が希望に応じて働くことができる環境づくり

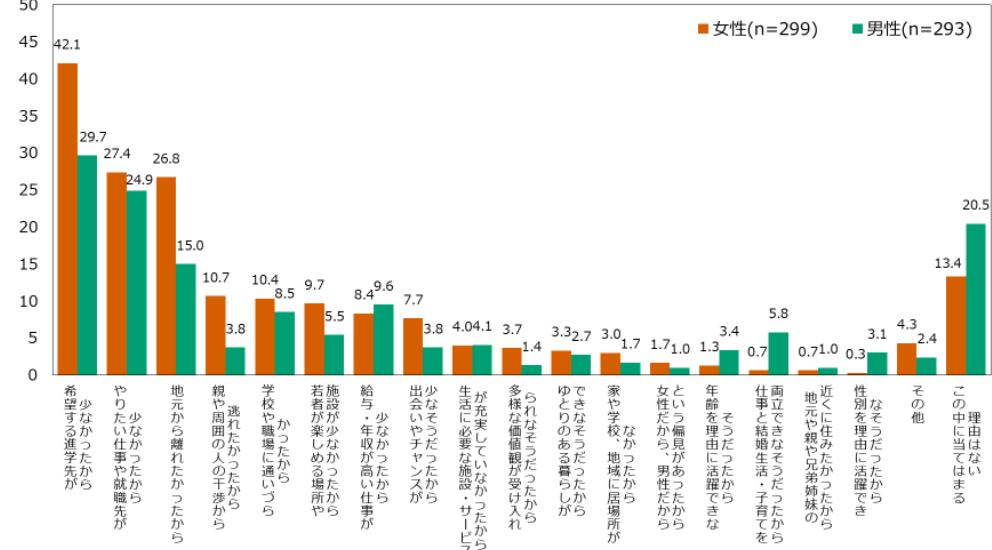
(1) 女性の所得向上・経済的自立に向けた取組の強化

○非正規雇用労働者の正社員転換や女性デジタル人材の育成をはじめとするリスキリングの促進等による「L字カーブ」の解消等により、女性が希望に応じて働くことができる環境づくりを進める。

⇒・「L字カーブ」の解消に向けた取組の強化、「同一労働同一賃金」の遵守の徹底、「新・女性デジタル人材育成プラン」に基づくデジタルスキルの習得支援・就労支援、求職者に対する情報公表の促進、女性の視点も踏まえた社会保障制度・税制等の検討、医療・介護・福祉などの分野で働く方々の賃上げ、雇用保険の適用拡大、ひとり親家庭への支援（就労支援、養育費受領率の向上等）等に取り組む。

出身地域を離れた理由（男女別）
(東京圏以外出身で、現在は東京圏に住んでいる者のうち、自分の都合で出身地域を離れた者)

(令和6年度地域における女性活躍・男女共同参画に関する調査)



(備考) 1.「令和6年度地域における女性活躍・男女共同参画に関する調査」(令和6年度内閣府委託調査)より作成。回答者は18~39歳の男女。

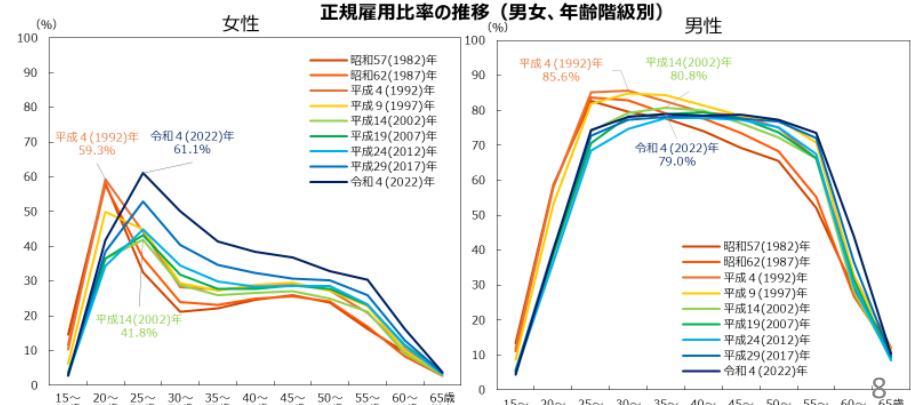
2.自分の都合(進学や就職など)で、中学校卒業時点に住んでいた地域から転居し(離れる)たと回答した者に対し、「あなたが、自分の都合で、中学校卒業時点に住んでいた地域から転居した(離れた)理由を教えてください。(いくつでも)」と質問。

3.東京圏は、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県。

東京圏以外出身で、現在は東京圏に住んでいる者…中学校卒業時点では東京圏以外に居住しており、現在は東京圏に居住している者。

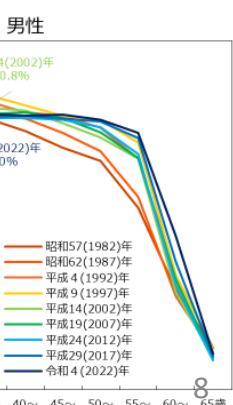
(備考) 1. 総務省「就業構造基本調査」より作成。 2. 正規雇用比率は、当該年齢階級人口に占める「役員」及び「正規の職員・従業員」の割合。

女性



正規雇用比率の推移 (男女、年齢階級別)

男性



(2) 仕事と育児・介護の両立の支援

○家事・育児・介護の負担が女性に偏っている現状を踏まえ、各種の支援により、育児や介護をはじめとしたライフイベントとキャリア形成の両立を図る。

⇒・長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の推進、「共働き・共育て」の実現に向けた取組（男性の育児休業取得の更なる促進、育児時短就業給付の実施・周知、仕事と育児を両立できる職場環境の整備、出生後休業支援給付の実施・周知）、仕事と介護の両立支援の促進、外部サービス利用の普及による家事負担の軽減、キャリア形成と育児等の両立を阻害する要因に関する調査結果を踏まえた啓発、仕事と育児の両立にも資する就学児の居場所づくり、若者のライフデザイン支援等に取り組む。

(3) 仕事と健康課題の両立の支援

○女性自身に対する支援や企業における取組の推進等により、働く女性のライフステージごとの健康課題に配慮し、女性の活躍を後押しする。

⇒・健診やセルフチェック、相談事業等の活用による女性の健康確保に向けた取組の推進、女性の健康課題に取り組む企業の評価制度の活用・促進、中小企業における取組促進も視野に入れた女性の健康課題に対応する施策の充実に向けた効果検証等に取り組む。

(4) 職場等におけるハラスメントの防止

○職場等におけるハラスメントは、あってはならないものであり、事業主に雇用管理上の措置を義務付けること等により、ハラスメントの防止を図る。

⇒・ハラスメントの規範意識の醸成、カスタマーハラスメント・就活等ハラスメント対策の強化等に取り組む。

III あらゆる分野の意思決定層における女性の参画拡大

(1) 企業における女性活躍の推進

・改正女性活躍推進法に基づく女性管理職比率の情報公表の義務化、プライム市場上場企業における女性役員割合を2030年までに30%以上とする政府目標達成に向けた女性役員登用の加速化に向けた取組、公共調達において女性活躍推進法等に基づく認定を受けた企業等を加点評価する取組等を推進する。

(2) 政治・行政分野における男女共同参画の推進

・女性の政治参画への障壁等に関する調査の結果を踏まえ、関係機関の連携・協力も得ながら、様々な機会を通じ、女性の政治参画への障壁とその解消に向けた必要な取組について啓発を行うなど、政治分野における男女共同参画を推進する。

・各府省において、各役職段階に占める女性の割合に関する数値目標を定め、より一層の女性登用に向けた取組を強化するなど、行政分野における女性活躍を推進する。

(3) 科学技術・学術分野における女性活躍の推進

・女子中高生の理工系分野への進学促進に向けた啓発等の取組や、国立大学・高専における女子学生の増加等に対応した施設整備など、女性が少ない分野への進学者増に向けた取組の推進、女性研究者の両立支援など大学等における女性登用の促進等に取り組む。

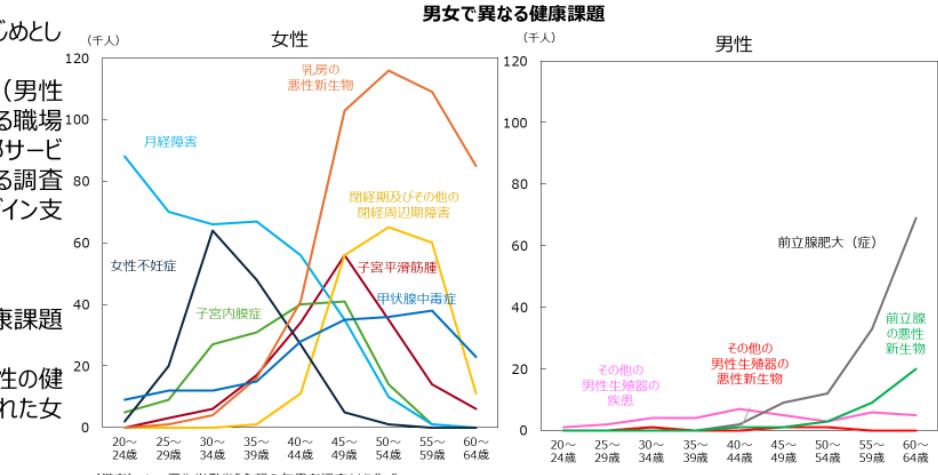
(4) 國際的な分野における女性活躍の推進

・在外公館の各役職段階に占める女性の割合の引き上げや、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの分野において国際的に活躍できる人材を増やすための若者の育成に取り組む。

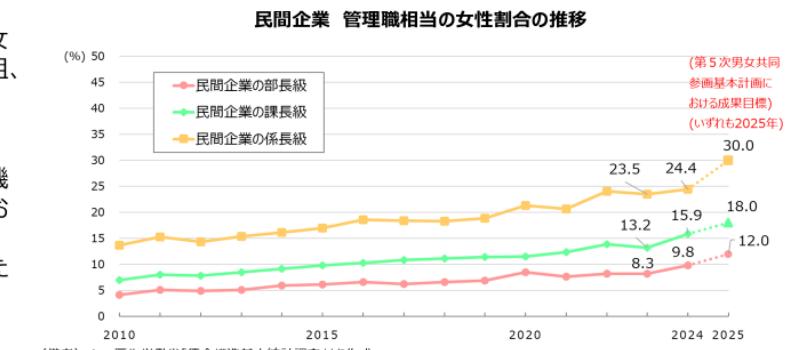
IV 個人の尊厳が守られ、安心・安全が確保される社会の実現

(1) 配偶者等への暴力への対策の強化

・配偶者からの暴力の被害者が、身近な地域において、保護命令の申立ての支援を含め、それぞれの状況に応じた必要な支援を切れ目なく受けることができるよう、配偶者暴力相談支援センターの機能の充実、配偶者暴力防止法に基づく法定協議会の活用等による関係機関・団体等との一層の連携等、地域における被害者支援体制の充実強化のための都道府県や市町村の取組を促進する。



(備考) 1. 厚生労働省「令和2年患者調査」より作成。
2. 総患者数は、ある傷病における外来患者が一定期間ごとに再来するという仮定に加え、医療施設の稼働日を考慮した調整を行ったことにより、調査日現在において、継続的に医療を受けている者（調査日には医療施設で受療していない者を含む。）の数を次式により推計したものである。
総患者数 = 推計入院患者数 + 推計初診外来患者数 + (推計再来外来患者数 × 平均診療間隔 × 調整係数 (6/7))
推計に用いる平均診療間隔(99日以上を除外して算出)。
3. 「乳房の悪性新生物」及び「甲状腺中毒症」は男性も罹患するが、女性に多い病気である。



(備考) 1. 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成。
2. 令和2(2020)年から、調査対象が変更となり、10人以上の常用労働者を雇用する企業を集計しているが、令和1(2019)年以前の企業規模区分（100人以上の常用労働者を雇用する企業）と比較可能となるよう、同様の企業規模区分の数値により算出した。
3. 常用労働者の定義は、平成29(2017)年以前は、「期間を定めずに雇われている労働者」、「1か月を超える期間を定めて雇われている労働者」及び「日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている者のうち4月及び5月に雇われた日数がそれぞれ18日以上の労働者」。平成30(2018)年以降は、「期間を定めずに雇われている労働者」及び「1か月以上の期間を定めて雇われている労働者」。
4. 令和2(2020)年から推計方法が変更されている。
5. 「賃金構造基本統計調査」は、統計法に基づき総務大臣が承認した調査計画と異なる取扱いをしてきたところ、平成31(2019)年1月30日の総務省統計委員会において、「十分な情報提供があれば、結果数値はおむねの妥当性を確認できる可能性は高い」との指摘がなされており、一定の保留がついていることに留意する必要がある。

- ・被害者の保護・自立支援を図る上で、一人一人の多様なニーズに柔軟に対応した支援に取り組む民間シェルター等の民間団体との緊密な連携が極めて重要であることから、官民連携の下で民間シェルター等が行う先進的な取組について、都道府県等に対する交付金により支援を行う。

(2) 性犯罪・性暴力対策の強化

- 「相手の同意のない性的な行為は性暴力」であること等の認識を社会全体で共有し、性犯罪・性暴力の根絶のための取組や被害者支援の強化を図る。

⇒性犯罪に対処するための刑法の内容及び趣旨について周知を徹底するとともに、法と証拠に基づき厳正に対処する。また、改正法施行後の適用状況等を的確に把握するとともに、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律附則規定に基づく検討が実証的なものとなるよう、被害申告の困難さ等の性的な被害の実態に係る調査を行っているところであり、同調査等を着実に進める。

・ワンストップ支援センターが、個々の被害者の置かれた状況に対応した支援を総合的に提供し、また、必要に応じて専門機関等による支援につなぐことができるよう、ワンストップ支援センターと、警察、医師会等の医療関係団体、弁護士会、女性相談支援センター、児童相談所、教育委員会等の地域における関係機関とのネットワークの構築に係る各都道府県等の主体的な取組を推進する。

(3) 困難な問題を抱える女性への支援

- ・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき、女性相談支援センターや女性自立支援施設の機能強化、女性相談支援員の人材の養成・待遇改善の推進、若年女性を含む困難な問題を抱える女性への支援に取り組む民間団体が行う活動や事業継続への支援、民間団体と地方公共団体との協働の促進、民間団体を含めた女性支援を担う者の育成強化等を図る。
- ・改正風営法も踏まえ、悪質なホストクラブ等に対する厳正な取締りを更に推進する。

(4) 「女性・平和・安全保障（WPS）」の取組の強化

- ・国内の関係府省において、WPS担当官を明確に位置づけ、各国との協力を一層推進するとともに、「第3次女性・平和・安全保障に関する行動計画（2023－2028年度）」に基づく取組を対外発信含めて着実に実施していく。
- ・「防衛省女性・平和・安全保障（WPS）推進計画」に基づき、省一体としてWPSを強力に推進し、ジェンダー視点を踏まえた活動を行うことで、国民の保護や国際社会の平和と安定に貢献していく。
- ・消防分野においても、女性消防吏員及び女性消防団員の増加を図るべく、ソフト・ハード両面からの勤務環境・活動環境の更なる向上に努める。

(5) 性差を考慮した生涯にわたる健康への支援

- ・女性の健康総合センターの取組など性差に応じた健康への支援、プレコンセプションケアの推進、フェムテックの推進と更なる利活用、女性の産後ケア施策の充実、医療保険者等のインセンティブ制度を活用した女性の健康課題の解決に資する取組の推進、健康増進関連施策における女性の健康課題解決の推進（HPV検査単独法の実施に取り組む自治体への支援を含む）、生理の貧困への対応、緊急避妊薬の利用に向けた検討、スポーツ分野における女性の参画・活躍の促進、女性医師に対する支援等に取り組む。

(6) 夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方

- ・婚姻により改姓した人が不便さや不利益を感じることのないよう、引き続き旧姓使用の拡大やその周知に取り組む。
- ・夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方に関し、国民各層の意見や国会における議論の動向を注視しながら、更なる検討を進める。

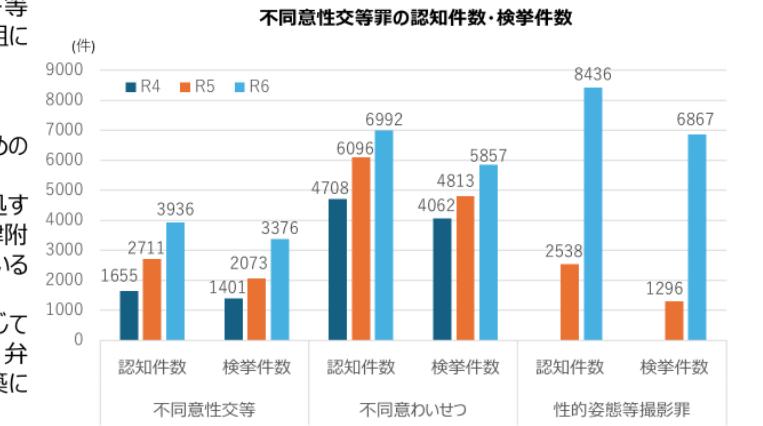
▼ 女性活躍・男女共同参画の一層の加速化

(1) 男女の性差に配慮した施策の推進

- ・男女共同参画の視点に立ち、あらゆる分野の政策・事業の計画、実施、評価において、男女別の影響やニーズの違いを踏まえた検討・立案を行う。その前提として、男女の性差を考慮するとともに、関連するデータの男女別の把握・分析を強化する。
- ・上記の取組を担保するため、あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画を促進する。
- ・男女別データの整備状況等に関する調査の結果も踏まえつつ、男女の置かれている状況を客観的に把握するための統計（ジェンダー統計）の更なる充実に向けて、その重要性について、周知啓発に取り組む。
- ・男女共同参画と性差の視点を踏まえた研究の促進（ジェンダード・イノベーションの創出の推進）、交通・まちづくり分野におけるジェンダー主流化の推進に取り組む。

(2) 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

- ・G7、G20、APEC、OECD、国連等に係る情報発信を強化する。



(備考) 1. 警察庁「犯罪統計」より作成。
2. 不同性交等及び不同性わいせつについては、刑法の一部改正（令和5年（2023年）7月13日施行）により、罪名・構成要件等が改められることに伴い、令和5年7月12日以前は強制性交等及び強制わいせつをそれぞれ計上している。
3. 性的姿態等撮影罪については、令和5年（2023年）7月13日の施行日以降の件数を計上している。

(令和7年6月10日 すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定)

「新・女性デジタル人材育成プラン」のポイント

- 令和4年4月、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が特に女性の雇用・就業面に多大な影響を及ぼしている状況を踏まえ、就労に直結するデジタルスキルを身につけた女性人材の育成の加速化を目的に「女性デジタル人材育成プラン」(前回プラン)を策定。育児や介護等により時間的・場所的な制約のある女性が、デジタルスキルを習得しつつ、それを活かして収入を得られるよう支援する取組などは各地で一定の進展。
- 今回策定する「新・女性デジタル人材育成プラン」では、この3年間におけるデジタル技術の進展を概観するとともに、改めて女性がデジタルスキルを身につけることの意義(※)を整理。これらを踏まえ、基礎的なデジタルリテラシーの習得の支援など、デジタル分野への間口を広く取りつつも、**デジタルスキルを活かした女性活躍の具体的な姿をパターン化し、当該パターン別に、デジタルスキル向上やデジタル分野への就業支援などの支援メニューを提示。**

(※) デジタル分野は女性活躍の成長分野～女性がデジタルスキルを身につけることの意義～

- ①**経験年数に応じた着実な所得向上**：デジタル人材として就業し、業界で飛躍。幅広い活躍と高い年収が期待できる。
- ②**育児・介護等と両立させた経済的自立の実現**：時間的・場所的制約があっても収入を得るための選択肢が広がる。
- ③**企業等におけるキャリアアップ等**：デジタルスキル習得でキャリアアップ・キャリアチェンジを実現し、一層の活躍・所得向上。
- ④**起業の促進**：デジタルを活用することで「やりたい仕事、やりがいのある仕事」を自ら創出。地域で自分らしい活躍を実現。

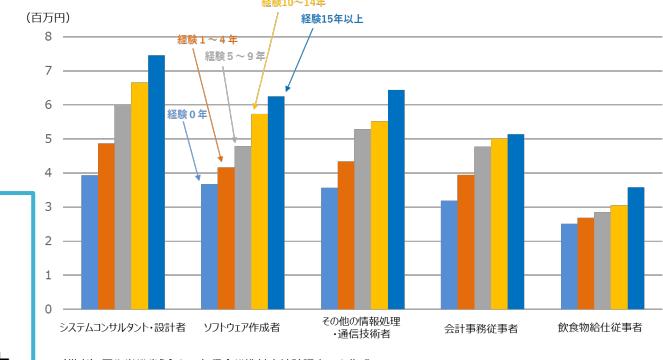
- あわせて、女性がデジタル人材として活躍する上で必要となる、地域における女性デジタル人材の需要の創出や働き方の見直しなど、**社会基盤・環境の整備についても必要な施策を盛り込み、女性デジタル人材が多様な形で育成され、かつ存分に活躍できる社会の実現を目指す。**

デジタルスキルを活かした女性の活躍パターン別の支援

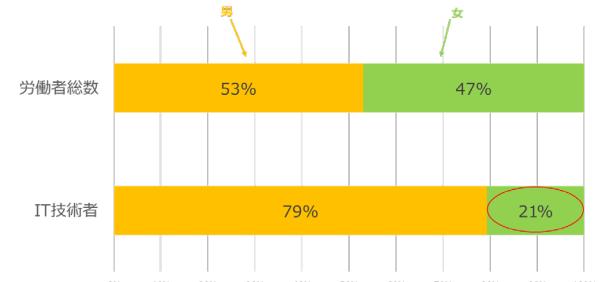
①デジタル人材として就業し、活躍する -より高度かつ専門的な教育を受ける機会を提供、女子中高生のデジタルへの親しみ・スキルを職業選択につなげる-

- 中・高等学校におけるプログラミングに関する教育の充実を図るため、中学校技術・家庭科（技術分野）や高校情報科の指導体制の充実を推進するとともに、プログラミング教育に関する教員対象の研修会等を実施。
- IT分野を始め、理工系分野における大学生、高専生、教員等に占める女性割合の向上に向け、女子中高生の関心を醸成し、意欲・能力を伸長するための産官学・地域一体となった取組を促進。
- 大学等が数理・データサイエンス・AI教育に取り組むことを後押しするため、これらに関する大学・高等専門学校の正規の課程の教育プログラムのうち、一定の要件を満たした優れた教育プログラムを文部科学大臣が認定・選定。
- データサイエンス・コンピュータサイエンス分野のマイナー・ダブル学位プログラムを設定し、人文社会系分野において、データサイエンス・コンピュータサイエンスの素養を持った人材を育成。
- 25歳以下の若手ICT人材を対象として、新たなセキュリティ対処技術を生み出しうる最先端のセキュリティ人材（セキュリティイノベーター）を育成。
- 企業におけるデータサイエンススキルの裾野拡大及び政府統計データへの理解増進を図り、統計リテラシーの向上を促し、企業における統計データの有効活用を推進。
- 統計リテラシー向上の取組として、社会人・大学生を対象に、"データサイエンス"力の高い人材育成のため、オンライン講座を実施。
- 農業大学校・農業高校等におけるスマート農業等の農業教育の高度化を支援する。農業大学校や農業高校等の学生・指導者や農業者等が、スマート農業について体系的に学ぶことができる環境整備を実施。
- 林業高校や林業大学校におけるスマート林業に関するカリキュラムの充実に向け、林業経営体や地域が協働して取り組む教育プログラムの実施、オンライン学習教材の作成、教職員サミットの開催を支援。

デジタル分野の人材（女性）の年収（令和5年）



IT技術者の男女比率（令和5年）



(備考) 1. 厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査」より、一般労働者数と短時間労働者数の合計。
2. IT技術者は、「システムコンサルタント・設計者」、「ソフトウェア作成者」、「その他の情報処理・通信技術者」の3職種を足し合わせたもの。

②育児・介護等と両立させながらデジタルを活用して働く -時間的・場所的な制約のある女性がデジタルスキルを取得し、それを生かした仕事を得て、所得向上を目指す-

- 地方公共団体が行う、経済担当部局や商工会議所等との連携・協働による真に効果の高い、女性デジタル人材を育成するためのセミナーや就労につなげる相談支援、企業とのマッチングへの支援を実施。
- 公的職業訓練におけるデジタル分野の訓練コースの設定促進等を通じてデジタル人材を育成。
- 雇用保険被保険者等が、主体的に厚生労働大臣の指定する教育訓練を受講し修了した場合に、その費用の一部を支給する教育訓練給付金の対象講座のうち、A I を含むデジタルスキルに関する講座を拡大。
- ひとり親家庭の親が、雇用保険の教育訓練給付金の対象となる講座等を受講し修了した場合に、その経費の一部を補助。
- ひとり親家庭の親が、システムズ認定資格、L P I 認定資格等のデジタル分野等の民間資格を含む就職に有利となる資格を取得するため養成機関で修業する場合に、修業期間における生活費を支援。



地方自治体における講座の様子 (兵庫県豊岡市)

③デジタルスキルを身につけてキャリアアップ等を図る -企業等におけるキャリアアップやキャリアチェンジに資するよう、様々な場面における働く女性のデジタルスキルの習得を支援-

- 事業主等が行う職業訓練等(I T 分野含む)に対し、訓練経費等を助成することによってデジタル人材の育成を支援。
- 非正規雇用労働者の正社員転換に取り組む事業主に対する助成について、対象労働者がデジタル分野の人材開発支援助成金の特定の訓練修了者である場合、より高額に助成。
- デジタル分野等のリスキリングを通じたキャリアアップ支援に向けて、在職者に対してキャリア相談から、リスキリング、転職までを一連的に支援する仕組みの整備に関する民間事業者等の取組を支援。
- I T・データを中心とした将来の成長が強く見込まれ、雇用創出に貢献する分野において、社会人が高度な専門性を身に付けてキャリアアップを図る、専門的・実践的な教育訓練講座を経済産業大臣が認定。
- 地域の企業・産業のD Xを加速させるために必要なデジタル人材の育成・確保を推進するためにプラットフォームを構築・運用。
- デジタル人材を含む地方創生の本格的な事業展開に必要な人材を育成・確保するため、「地方創生カレッジ」において、実践的知識をe ラーニング形式により幅広く提供するなどにより、地方公共団体等の取組の加速化・深化を支援。
- 地域のリーダーとなり得る女性農業経営者の育成、女性グループの活動、女性が働きやすい環境づくり、女性農業者の活躍事例の普及等の取組を支援。
- スマート林業に関する研修の実施など林業への新規就業者の確保・育成やキャリアアップ等による定着化を促進。
- 地域の水産防疫体制を強化するため、獣医師及び都道府県職員(魚類防疫員)等を対象として遠隔診療に必要な技術に関する研修を実施。



スマート林業に取り組む女性 (イメージ)

④デジタル技術を活用して起業・事業展開を図る -起業に必要なデジタルスキルの習得を支援とともに、デジタルを活用した女性の起業を一層促進・発展させる-

- 全国各地の男女共同参画センター等において、例えば、デジタルを活用した販路拡大に関する講習の実施など、地域の実情を踏まえつつ、女性の起業の裾野拡大等に向けた取組が進められるよう、地域女性活躍推進交付金を始めとする財政支援により後押しするほか、男女共同参画機構において各地の好事例を収集し、横展開。
- 男女共同参画機構において、全国的な外部専門人材のデータベースを整備するとともに、適切な人材をマッチングすることで、男女共同参画センター等におけるデジタル人材育成事業を強化。
- 外部有識者からの推薦に基づいて選定された企業を、政府機関と民間が集中支援を行うプログラム(J-Startup)において、女性起業家の割合を2033年までに20%以上とすることを目指す。また、起業を目指す若手人材などを世界のイノベーション拠点に派遣する事業における女性起業家向けプログラムの推進、ディープテック分野での女性起業家の活動の後押しや、未踏事業への女性応募者拡大のための女性修了生等による情報発信を実施。
- デジタル技術の活用を含め、新たな事業の立ち上げなど事業展開等に伴い必要となる知識及び技術を習得させるため、事業主等が行う職業訓練等に対し、訓練経費等を助成。



デジタルを活用して事業展開を図る女性 (イメージ)

女性デジタル人材の育成に向けた社会基盤・環境の整備

①地域社会や人々のマインドを変える

- 女性自身や周囲の人々のデジタルに対する抵抗感を払拭し、女性のデジタルスキル習得のきっかけづくりに取り組む。
- 経営層のデジタル技術の活用、女性活躍の推進への意識を高めるマインド改革を促進する。
- 女性デジタル人材育成の取組を地域社会全体へ広げていく必要性について、自治体の指導的地位にある層を中心意識啓発を図る。

②地域にデジタルの仕事を創る

- 女性が地域においてデジタルスキルを活用した仕事に就き、それが地域経済を活性化させ、地方創生につながるためには、デジタルの仕事が地域に存在することが不可欠であり、中小企業におけるD Xの推進など地域におけるデジタル人材の需要の創出につながる取組に対する支援を行う。

③女性デジタル人材の活躍を支える働き方改革を進める

- デジタルスキルを身につけた女性が社会で活躍し、所得向上・経済的自立が実現される上で基盤となる、育児・介護等と両立できる柔軟な働き方の推進や長時間労働の是正、女性の視点も踏まえた社会保障制度・税制等の検討、固定的性別役割分担意識の解消等に取り組む。

- 男女共同参画社会基本法に基づき、毎年国会に提出しなければならない年次報告書（法定白書）。
- 例年、男女共同参画週間（毎年6月23日～29日）の時期に合わせて閣議決定。令和7年版は令和7年6月13日に閣議決定・国会報告。

男女共同参画社会基本法(抄)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

令和7年版の構成

1 令和6年度男女共同参画社会の形成の状況

＜特集＞男女共同参画の視点から見た魅力ある地域づくり

＜現状編＞

第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

第2分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和

第3分野 地域における男女共同参画の推進

第4分野 科学技術・学術における男女共同参画の推進

第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

第6分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備

第7分野 生涯を通じた健康支援

第8分野 防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進

第9分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備

第10分野 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進

第11分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

2 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策

第1部：令和6年度に講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策

第2部：令和7年度に講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策



○内閣府 男女共同参画局ホームページ

<https://www.gender.go.jp/>



●女性活躍・男女共同参画の現状と課題

https://www.gender.go.jp/research/pdf/joseikatsuyaku_kadai.pdf



○内閣府 男女共同参画 Facebook

<https://www.facebook.com/danjokyodosankaku/>



○内閣府 男女共同参画局 X(旧Twitter)

<https://twitter.com/danjokyoku>



○内閣府 男女共同参画局 YouTube

https://www.youtube.com/channel/UCeJ_mPdtAojnTFXbuDnbjfQ



○女性活躍・男女共同参画の重点方針2025
(女性版骨太の方針2025)

https://www.gender.go.jp/policy/sokushin/pdf/sokushin/jyuten2025_honbun.pdf

○新・女性デジタル人材育成プラン

https://www.gender.go.jp/policy/digital/pdf/digital_plan.pdf

○女性デジタル人材育成プラン事例集

https://www.gender.go.jp/policy/digital/pdf/digital_cases.pdf



参考

第5次男女共同参画基本計画（説明資料）

～すべての女性が輝く令和の社会へ～

〔令和2年12月25日
閣議決定〕

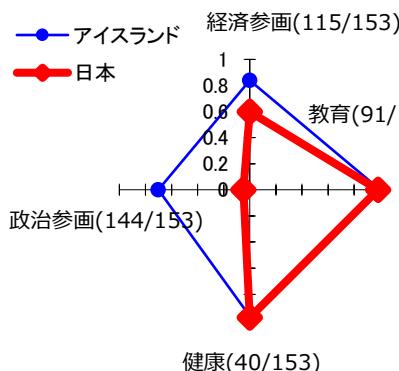
社会情勢の現状、予想される環境変化及び課題

- (1) 新型コロナウイルス感染症拡大による女性への影響
- (2) 人口減少社会の本格化と未婚・単独世帯の増加
- (3) 人生100年時代の到来（女性の51.1%が90歳まで生存）
- (4) 法律・制度の整備（働き方改革等）

- (5) デジタル化社会への対応（Society 5.0）
- (6) 国内外で高まる女性に対する暴力根絶の社会運動
- (7) 頻発する大規模災害（女性の視点からの防災）
- (8) ジェンダー平等に向けた世界的な潮流

政策・方針決定過程への女性の参画拡大

「世界経済フォーラム」（ダボス会議） ジェンダー・ギャップ指数 2020 153か国中 121位



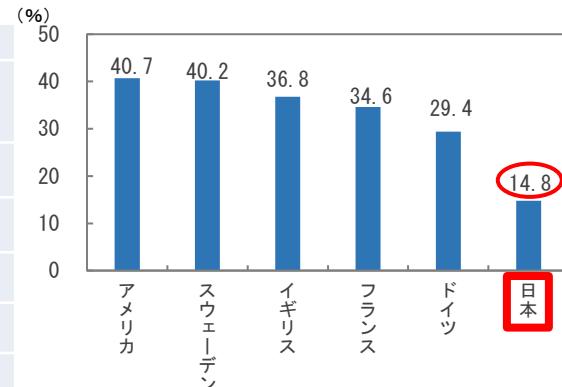
順位	国名	値
1	アイスランド	0.877
2	ノルウェー	0.842
3	フィンランド	0.832
10	ドイツ	0.787
15	フランス	0.781
21	イギリス	0.767
53	アメリカ	0.724
106	中国	0.676
108	韓国	0.672
120	アラブ首長国連邦	0.655
121	日本	0.652
122	クウェート	0.650

衆議院の女性議員比率

国名	割合(%)	クオータ制の状況
フランス	39.5	・法的候補者クオータ制 ・政党による自発的なクオータ制
イギリス	33.9	・政党による自発的なクオータ制
ドイツ	31.2	・政党による自発的なクオータ制
アメリカ	23.4	-
韓国	19.0	・法的候補者クオータ制
日本	9.9	-

（出典）国際議会同盟（2020年10月時点）
下院又は一院制議会における女性議員割合。

管理的職業従事者に占める女性の割合



（出典）日本の値は、総務省「労働力調査」。その他の国は、ILO「ILOSTAT」（2020年11月時点）。いずれの国も2019年の値。

- 「202030目標」：社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度となるよう期待する（2003年に目標設定）

- この目標に向けて、女性就業者数や上場企業女性役員数の増加等、道筋をつけてきたが、全体として「30%」の水準に到達しそうとは言えない状況。
- 国際社会に目を向けると諸外国の推進スピードは速く、日本は遅れている。

＜新しい目標＞

- ◆ 2030年代には、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会となることを目指す。
- ◆ そのための通過点として、2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるよう目指して取組を進める。

・進歩が遅れている要因

政治分野（有権者の約52%は女性）

- 立候補や議員活動と家庭生活との両立が困難
- 人材育成の機会の不足
- 候補者や政治家に対するハラスメント

経済分野

- 管理職・役員へのパイプラインの構築が途上社会全体
- 固定的な性別役割分担意識

第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

【ポイント】

- 政党に対し、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の趣旨に沿って女性候補者の割合を高めることを要請
- 地方議会における取組の要請（議員活動と家庭生活との両立、ハラスメント防止）
- 最高裁判事も含む裁判官全体に占める女性の割合を高めるよう裁判所等の関係方面に要請

（参考）

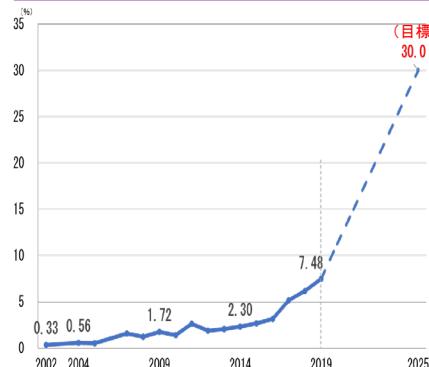
- ・衆議院の女性議員比率 9.9%、参議院の女性議員比率22.9%
(出典) 衆議院HP、参議院HPより内閣府確認
- ・裁判官に占める女性割合 22.6%、女性最高裁判事 15名中2名
(出典) 内閣府男女共同参画局「女性の政策・方針決定参画状況調査」(2020)
- ・国家公務員の各役職段階に占める女性の割合
指定職相当 4.4%、本省課室長相当職 5.9%
(出典) 内閣人事局「女性国家公務員の登用状況のフォローアップ」(2020)

第2分野 雇用分野、仕事と生活の調和

【ポイント】

- 男性の育児休業取得率の向上
- 就活セクハラの防止

（参考）民間企業における男性の育児休業取得率



（参考）東証一部上場企業役員に占める女性の割合

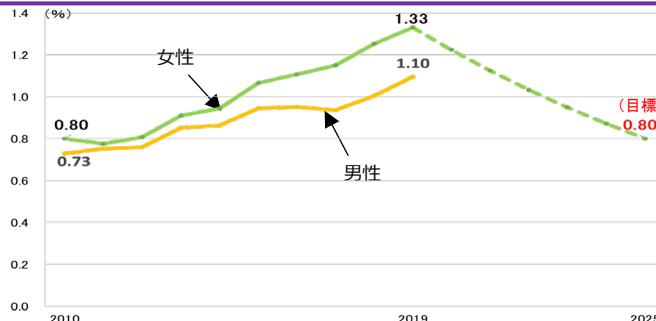


第3分野 地域

【ポイント】

- 地域活動における女性の活躍・男女共同参画が重要
- 固定的な性別役割分担意識等を背景に、若い女性の大都市圏への流出が増大。地域経済にあっても男女共同参画が不可欠
- 地域における女性デジタル人材の育成など学び直しを推進
- 女性農林水産業者の活躍推進

（参考）地域における10代～20代女性の人口に対する転出超過数の割合



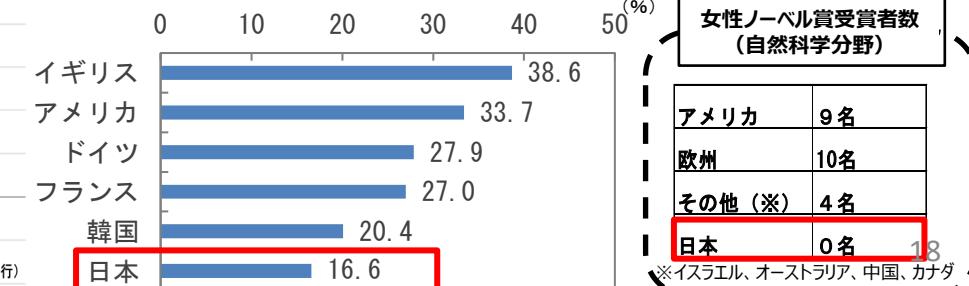
(出典) 総務省「住民基本台帳人口移動報告」、「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」により内閣府で算出。

第4分野 科学技術・学術

【ポイント】

- 若手研究者ポストや研究費採択で、育児等による研究中断に配慮した応募要件
- 女子生徒の理工系進路選択の促進

（参考）研究職・技術職に占める女性の割合



第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

【ポイント】

- 「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に基づき、今後3年間を「集中強化期間」として取組を推進
- 「生命（いのち）を大切にする」「性暴力の加害者にならない」「被害者にならない」「傍観者にならない」ことを教える教育
- 新型コロナウイルス感染症に対応するため、DV相談支援体制を強化

（参考）コロナ禍によるDV・性暴力の相談件数の増加

- ・DV：5月、6月は前年同月の1.6倍
- ・性暴力：4～9月は前年同期の1.2倍

第6分野 貧困等生活上の困難に対する支援と多様性の尊重

【ポイント】

- ひとり親家庭への養育費の支払い確保
- 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

（参考）ひとり親家庭が置かれた状況

およそ30年間で、母子世帯は約1.5倍、父子世帯は約1.1倍

母子世帯数（注） 123.2万世帯（ひとり親世帯の約87%）

父子世帯数（注） 18.7万世帯（ひとり親世帯の約13%）

（注）母子又は父子以外の同居者がいる世帯を含めた全体の母子世帯、父子世帯の数

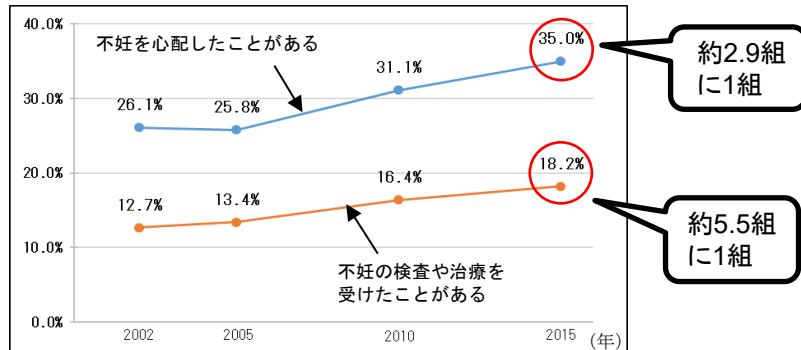
平成28(2016)年	母子世帯	父子世帯	一般世帯（参考）
就業率	81.8%	85.4%	女性66.0% 男性82.5%
	雇用者のうち 正規 47.7%	89.7%	女性45.9% 男性82.1%
	雇用者のうち 非正規 52.3%	10.3%	女性54.1% 男性17.9%
平均年間 就労収入	200万円 正規：305万円 パート・アルバイト等：133万円	398万円 正規：428万円 パート・アルバイト等：190万円	平均給与所得 女性280万円 男性521万円
養育費 受取率	24.3%	3.2%	—

第7分野 生涯を通じた健康支援

【ポイント】

- 不妊治療の保険適用の実現。それまでの間、現行の助成制度の大幅な拡大。仕事との両立環境の整備
- 緊急避妊薬について検討
- 「スポーツ団体ガバナンスコード」に基づく各中央競技団体における女性理事の目標割合（40%）の達成に向けた取組

（参考）不妊の検査や治療を受けたことがある夫婦の割合



（出典）国立社会保障・人口問題研究所「社会保障・人口問題基本調査」（各年版）

（注）妻の年齢が50歳未満の初婚どうしの夫婦を対象（回答者は妻）に調査

第8分野 防災・復興等

【ポイント】

- 女性の視点からの防災・復興ガイドラインに基づく取組の浸透、地方公共団体との連携

（参考）ガイドラインの主な内容

- 避難所の責任者には男女両方を配置する
- プライバシーの十分に確保された間仕切りを用いる
- 男女別の更衣室や、授乳室を設ける
- 女性用品（生理用品、下着等）は女性担当者が配布を行う
- 女性トイレと男性トイレは離れた場所に設置する
- 性暴力・DV防止ポスターを、避難所の見やすい場所に掲示する
- 自治体の災害対策本部において、下部組織に必ず男女共同参画担当部局の職員を配置する

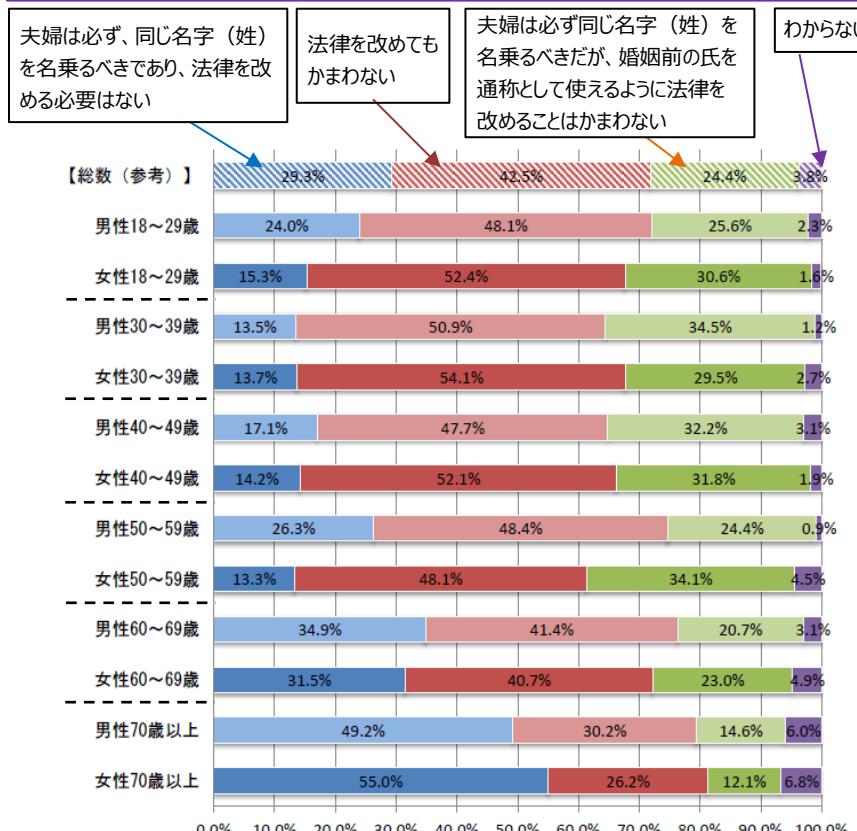
第9分野 各種制度等の整備

【ポイント】

- 税制や社会保障制度をはじめとする社会制度全般について、経済社会情勢を踏まえて不斷に見直し
- 各種制度において給付と負担が世帯単位から個人単位になるよう、マイナンバーも活用しつつ、見直しを検討
- 第3号被保険者については、縮小する方向で検討
- 旧姓の通称使用拡大
- 夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方に關し、国会における議論の動向を注視しながら、司法の判断も踏まえ、更なる検討を進める

(参考) 選択的夫婦別氏制度に関する調査結果

(出典) 内閣府「家族の法制に関する世論調査(2017年)」



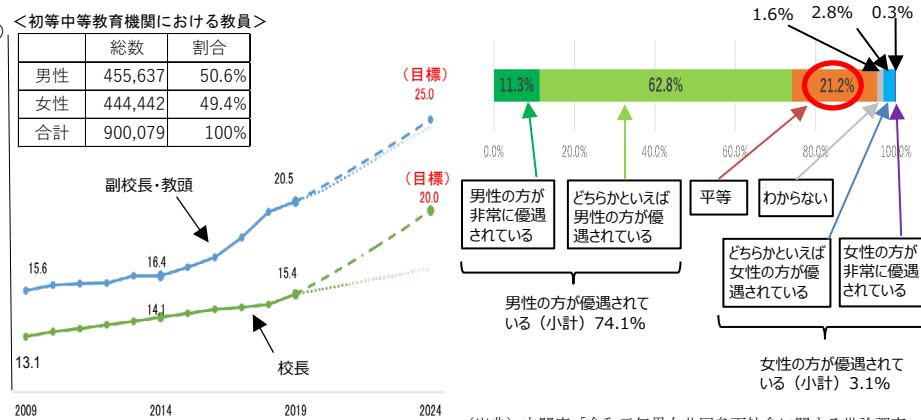
第10分野 教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進

【ポイント】

- 校長・教頭への女性の登用
- 医学部入試について、男女別合格率の開示促進

(参考) 初等中等教育機関における管理職の割合

(参考) 社会全体における男女の地位の平等感



第11分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

【ポイント】

- 我が国が国際会議の議長国となる場合、ジェンダー平等を全ての大蔵会合においてアジェンダとして取り上げる

IV 推進体制の強化

【ポイント】

- EBPMの観点を踏まえ、計画中間年（令和5年度目途）における点検・評価を実施
- 男女共同参画の推進に当たっては、若年層を含め国民の幅広い意見を反映
- 地域における男女共同参画センターの機能強化